

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 3 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03518

研究課題名（和文）高齢化社会に適合した信託制度および法体系の構築

研究課題名（英文）Construction of Trust Law System Suitable for Aging Society

研究代表者

佐藤 勤（SATO, Tsutomu）

南山大学・法学部・教授

研究者番号：50513587

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：英米での家族信託の利用を調査したところ、福祉型信託には、信託事務処理に関する広範な裁量権を受託者に付与することと、受益者の破産等から、受益権を保護することという、二つの機能が備わる必要のあることが分かった。

そこで、この二つの機能に関する英米での議論を考察し、我が国の信託法制においてこの二つの機能を信託が持つことができるかについて、詳細な検討を行った。

また、福祉型信託の受託者は、営業者以外の個人、団体等が受託者となることが想定される。そこで、それらの担い手にどのような規制を及ぼすべきか、現行の信託業法の主要な法文について検討を行い、結論を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

高齢者の支援については、政府の財源のみに頼った施策だけではいずれ行き詰る。そこで、高齢者の自助努力が重要となる。すなわち、現役世代から蓄えられて高齢者の資産を利用することが、その一つの施策である。それを実践するためには、信託財産の給付時期または金額に関する受託者の裁量権限と、受益権の保全、の2点が重要であり、また我が国法制度における課題となる。

本研究は、高齢者の財産管理に対して有益な仕組みを提供することによって、政府の財源に頼らずに社会保障の充実を図る施策を提供するものであり、そこに社会的意義がある。また、この課題を考察することに学術的意義がある。

研究成果の概要（英文）：After an exploration of the family trusts in the U.S. and the U.K., the authors understand that it is necessary for welfare uses of trusts to give trustees the discretionary administrative power and to protect the beneficial interests from the risk of insolvency.

Refer to the arguments in the U.S. and the U.K. on these necessary conditions, the authors consider in detail whether these two conditions could be satisfied in the Japanese Trust Law System. In addition, it is assumed that individuals or groups other than the business operators will be the trustees of the welfare uses of trusts. Therefore, the authors consider the principal regulations in the Trust Business Act (Act No. 154 of 2004) to determine what kind of regulations should be imposed on the trustees and so forth, and present some conclusions.

研究分野：社会科学

キーワード：信託法 民事執行法 高齢化社会

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

21世紀に入ると、社会・経済活動の変化や将来訪れる高齢化・成熟化社会に対応すべく信託制度の改革が求められるようになった。このような社会ニーズを踏まえて、2003年に公表された金融審議会金融分科会第二部会の提言「信託業のあり方に関する中間報告書」を受け、2004年、信託業において受託可能な信託財産の制限の撤廃、信託業の担い手の拡大など、信託業に関わる改正・整備に加え、社会・経済活動の変化や高齢化・成熟化に対応しきれていない信託の近代化に対応すべく、受託者の善管注意義務、忠実義務など、受託者の義務に関する規定も整備された。ただし、は、本来、信託法の改正によって、対応すべきであった。

2006年、規制色の強かった改正前の信託法における、強制的ルールの見直しや、現代的な信託の受益者の権利に関するルールの整備、社会・経済活動の変化や、将来訪れる高齢化・成熟化社会に適応した多様な信託に対応するための制度の整備、という三つの観点から、信託法の改正が行われた。この改正に合わせて、信託業法も改正されたが、同法と信託法との棲み分けについては、余り考慮されることはなかった。このため、信託業法の適用範囲が広いこともあり、ますます民事領域での信託は広まらなかった。また、民事領域で必要とされる信託の機能については、ほとんど議論されず、改正においても対応されなかった。

2. 研究の目的

我が国の信託制度は、長期金融商品や投資・証券化のピークルなど商事領域での信託の利用が中心となり、発展してきた。そのため、近い将来到来する高齢・成熟化社会での利用拡大が望まれる民事領域での信託の議論が、過去あまり行われておらず、その蓄積が少ない。

そこで、本研究は、民事領域での信託に必要とされる機能を持った受益権とすることが可能かを明らかにするため、基礎的な課題である受益権の性質の解明、広範な裁量が付与された受託者の行為に対し、裁判所がどこまで関与できるのか、受益者保護に十分配慮しつつ、受託者の規制をどのように簡素化するか、の三点について、明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 我が国の信託法における先行研究の調査

受益権の法的性質については、我が国においても、かつて盛んに議論された問題であった。しかし、近年、特に信託法が改正された後は、信託法の条文に受益権に関する規定が整備されたこともあり、あまり活発な議論・研究はなされていない。そこで、我が国における、受益権の被差押適格性を否定することの可否に関する先行研究、ならびに被差押適格性に関する民事執行法および民法の先行研究を調査する。

(2) 海外での先行研究の調査

信託は、イギリスで誕生し、アメリカで発展した法律制度であり、かつ民事領域でも盛んに信託が利用されている。そのため、民事領域の信託に関する先行研究は、多い。そこで、イギリスおよびアメリカの受益権の法的性質、特に受益権の被差押適格性に関する先行研究を調査する。

また、イギリス、アメリカでは、裁量信託という信託の類型があり、その信託に関連して、受託者の裁量権に関する裁判所の審査の範囲に関連する先行研究が数多くある。そこで、イギリス、アメリカの受託者の裁量権に関する裁判所の審査の範囲に関する先行研究を調査する。

(3) 民事領域で利用されている信託の調査(要求される機能分析)

信託銀行や弁護士事務所等の実務現場において、民事領域の信託実務(国内現地調査)の調査や、実務を行う者への聞き取り調査を実施する。

(4) 我が国の信託法における先行研究の調査

受託者の裁量権に対する裁判所の関与に関する我が国の先行研究は、少ない。そこで、受託者の善管注意義務や会社法の取締役の義務履行など、関連する領域を含め、先行的な研究を調査する。

4. 研究成果

(1) アメリカにおける福祉型信託の事例研究

福祉型信託に関する統一された定義は、存在しない。唯一の公式なものとしては、2008年に公表された金融審議会金融分科会第二部会「中間論点整理～平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～」(以下「中間論点整理」という)において、福祉型信託の制度設計に関して、いくつかの指摘がなされている。

そこで、信託が福祉にどのように利用されているかについて、その代表例として、アメリカの特別支援信託(Special Needs Trust)を調査し、我が国において福祉型信託の仕組みを構築するにあたり、以下の示唆を得た。

第1に、高齢者の保有する資産を社会保障の充実に役立てる仕組みとして、信託が利用されていることである。アメリカにおいて特別支援信託の利用を促進することによって、一時的には社会保障費用の増額を招くが、長期的には残余財産が他の高齢者の社会保障費用に充当されることから社会保障費用の増加の抑制が図れるとともに、経済面では、死蔵されていた高齢者の資産が活用され、個人消費に好影響をもたらすという利点がある。前者の点では、一種の相互扶助的または保険的な制度設計(数理計算)を行う必要がある。

第2に、福祉型信託では、受託者の裁量機能が重要となる。すなわち、福祉型信託の場合には、

長期にわたり存続し、かつ委託者が不在となることが想定されること、および経済状況や受益者、もしくはそれらを取り巻く人々の生活環境が変化することなどから、財産の管理または財産もしくは収益の交付について、柔軟、かつ機動的に対応できることが重要となる。このため、福祉型信託においては、受託者に対して、収益の交付における広範な裁量権を付与することが必要となる。

第3に、福祉型信託は、後見制度、福祉サービスなど、既存の信託銀行や信託会社で行っている業務(専門領域)と異なった領域の業務が重要となる。特別支援信託では、権利擁護、児童保護業務、医療サービス、デイサービス、後見業務などの様々な福祉業務を行う者が受託者となる。とともに、これらの業務の提供を行い、資産管理・運用などは、投資銀行に委託している。我が国では、信託銀行等の信託業者が、受託者として資産管理・運用を行い、福祉業務を専門とする業者がそれを行うという方式が考え得る。

第4に指摘すべきことは、中間論点整理の「高齢者等が保有財産を搾取されないようにするために信託を利用する」ことも想定されている。そこで、アメリカでいうところの浪費者信託(Spendthrift Trust)と同様の機能が福祉型信託にも必要となる。

(2) 受託者の裁量権(第2の示唆)

福祉型信託には、高齢者の生活維持・支援を目的とした信託が考え得る。このような信託を生活維持信託といい、受託者は、高齢者(受益者)に対して、給付を行う必要がある。アメリカでは、このように生活資金等を給付する信託を、一般的に生活維持信託という。生活維持信託(Support Trust)には、全般扶助型と、補完的扶助型がある。前者は、主要な、または唯一の収入として、信託元本または信託収益が交付される信託である。後者は、受益者が利用可能な政府の給付金、我が国の場合では公的年金の受給後、なお受益者の生活維持に必要な金額を支給する信託である。したがって、我が国では、補完的扶助型の生活維持信託を普及すべきであろう。

補完的扶助型の生活維持信託の場合、公的年金の受給額と生活維持のために必要となる資金との差額を給付することが目的となる。このように信託財産の交付が確定されておらず、受託者の裁量により決定される生活維持信託を裁量型生活維持信託といい、裁量信託の一類型であり、受託者は、公的年金の給付額を考慮し、生活維持に必要な金額を交付する義務を負う。この場合、信託財産の交付額を信託契約などの明記することができないので、一定の幅を持った裁量権を受託者に与えることが必要となる。

裁量型生活維持信託においては、受託者が信託財産の給付額に決定時に、具体的な受益債権が発生する。そのため、受益者の債権者が受益権を差押えたとしても、具体的な権利性がなく、被差押適格性が欠けるともいえる。

次に、受託者の裁量権に裁判所の審査が及ぶのかが問題となる。アメリカでは、受託者が裁量権を濫用しない限り、裁判所は、受託者に対し、裁量権の行使を命じたり、差止めたり、または裁量権の行使の結果、成立した取引を無効としたり、その責任を追及したりすることはできないとされる。

我が国においても、裁量権が与えられて範囲内において受託者が裁量権を行使した以上、裁判所はその判断・決定を阻止することはできないとし、一定の限界はあるが、受託者の裁量権行使において、裁判所の関与を排除することが認められるとの指摘がある。また、裁判所の関与には制限があるとしつつ、受託者が裁量権を行使しないか、または不誠実に行使したときは、権限の濫用として裁判所の処分事由にはなるとする見解もある。

(3) 財産管理機能と福祉業務機能の分離(第3の示唆)

高齢者の財産管理を目的とした信託が設定された後、受益者に後見人等が付された場合、信託の受託者は、後見人等とともに、受益者の支援を行う。ただし、信託財産は、すでに受益者の支配から離脱し、信託の目的に従い、受託者が管理を行っている。したがって、信託財産と受益者固有の財産は、実質的にはいずれも受益者の財産ではあるが、信託制度の趣旨から、受益者の財産として後見人等が管理する財産と信託財産は分別して管理されなければならない。

このように、信託を利用した財産管理機能と福祉業務機能は明確に区分され、各々の特性に合わせ、双方を併行して活用されるべきであるとともに、連携することが有益な場合もある。

(4) 浪費者信託(第4の示唆)

福祉型信託には、高齢者の生活維持・支援を目的とした信託が考え得る。この場合、高齢者の生活資金となる受益権が第三者から保全されることが必要となる。この機能は、アメリカの浪費者信託が有する。浪費者信託が有効であるか否かについては、アメリカの各州において統一したものはない。ただし、少なくとも浪費者信託が有効であることは確立しているようである。

伝統的な浪費者信託は、他益信託として設定される。他益信託として設定された浪費者信託は一般的に有効とされるのに対し、自益信託として設定された浪費者信託は、多くの州において、委託者の債権者に対して、「公序」を理由として無効とされる。なお、我が国と同様、委託者が債権者を害する意図を持って、浪費者信託を設定した場合、その設定行為が詐欺的譲渡と認定され、委託者の債権者は、その信託設定行為の否認を請求できる。これらアメリカの浪費者信託に関する議論は、我が国の信託法制のもと、浪費者信託の有効性に関する議論の参考となる。

我が国では、一般的に、浪費者信託の受益権のように、被差押適格性を否定した債権(受益権)を創設することについては、民事執行法など、法律によって政策的に認められない限り、無効と

するのが通説である。しかしながら、裁量信託の受益権のように、受益権に対し、換価性のない性質を持たせれば、被差押適格性のない受益権を創設できるのではないかと結論を得た。

(5) 福祉型信託の受託者規制

頼るべき親族がない場合には、高齢者は、第三者に財産管理や身上監護を任せることとなる。信託は、財産の所有権を移転し、財産管理を任せる、信頼(信託)関係を基礎とする制度である。このため、特に、委託者(または受益者)と受託者との間に信頼関係が構築されていない場合には、受託者が不正を起こさないことを監視すること、すなわちガバナンスが最大の関心事となる。

イギリスでは、裁判所の関与によって、信託制度の維持・発展が行われてきたが、裁判所が私人間の法的紛争に介入することに抑制的である我が国の司法制度のもとでは、裁判所に頼ることはできない。そのため、我が国の信託法は、イギリスの裁判所の機能を代替するため、信託管理人、および受益者代理人の制度を設け、ガバナンスを強化している。ただし、信託監督人は、任意設置の機関であり、裁判所の関与もない点において、福祉型信託の監督機関としては、不十分である。

そこで、近親者が受託者となるいわゆる民事信託(家族信託)と異なり、福祉型信託では、公の機関の監督下にある者が受託者となるか、または信託監督人などの受託者を監督する機関の設置を強制し、かつその者の権限を強化することが求められる。

なお、現行の信託業法は、一部の例外を除き、組織のガバナンスの優れた株式会社にも、信託会社となることを認めている。ただし、福祉型信託では、福祉事業や後見事業を行う公益法人、非営利法人(NPO)、社会福祉法人、高齢者・障害者の権利擁護を行う、弁護士、司法書士、弁護士法人、および司法書士法人などが、受託者となるのが適切な場合もある。そこで、株式会社以外の組織形態の者が信託業の担い手となり得るよう、信託業法の改正が必要であろう。

これに対し、福祉型信託については、「民事信託の隣接分野であり、厳格な規律になじまない分野ではないか」と規制に消極的な見解がある。しかしながら、裁判所の権限が相対的に強い判例法体系の国ではない我が国では、受益者が高齢者や障害者である福祉型信託の受益者の社会的保護において、受託者規制は必要であると結論づけた。

また、信託業法は、私的自治を基本的に尊重する立場から、受託者の義務を任意法規化している。そのため、信頼を基礎とする個人的関係のない信託会社を受託者とする信託においては、受益者保護について、より配慮が必要とされる。そこで、信託業法は、私法上の義務として、信託法の受託者の義務とは別に、信託業法の義務を課している。

以上のように、福祉型信託のように、必ずしも信頼を基礎とする個人的関係のない者を受託者とする信託については、信託法の規律に加え、信託業法の規律を加える必要があるとの結論を得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 佐藤 勤	4. 巻 10
2. 論文標題 福祉型信託のあり方	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 信託フォーラム	6. 最初と最後の頁 21-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 勤	4. 巻 43
2. 論文標題 福祉型信託の利用拡大にあたっての日本法の課題 受益権の法的性質を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 信託法研究	6. 最初と最後の頁 27-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 勤	4. 巻 272号
2. 論文標題 アメリカの福祉型信託の発展と我が国への示唆	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 信託	6. 最初と最後の頁 2 - 18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 勤	4. 巻 109号
2. 論文標題 福祉型信託の利用拡大にあたっての日本法の課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 市民と法	6. 最初と最後の頁 19 - 29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福井 修	4. 巻 63巻3号
2. 論文標題 信託受益権に対する差押え	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 富大経済論集	6. 最初と最後の頁 99 - 120
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 勤	4. 巻 40号
2. 論文標題 信託業法の分析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 信託研究奨励金論集	6. 最初と最後の頁 115 - 137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 勤	4. 巻 851
2. 論文標題 私的年金契約に基づく年金債権が差押禁止債権 (民事執行法152条1項1号) に該当しないとされた事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 銀行法務21	6. 最初と最後の頁 32 - 39
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 福井 修	4. 巻 13
2. 論文標題 信託に関わる強制執行	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 信託フォーラム	6. 最初と最後の頁 55 - 60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤 勤	4. 巻 13
2. 論文標題 受益権への質権設定をめぐる法的問題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 信託フォーラム	6. 最初と最後の頁 61 - 68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 佐藤勤
2. 発表標題 福祉型信託の利用拡大にあたっての日本法の課題 受益権の法的性質を中心に
3. 学会等名 第43回信託法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	福井 修 (FUKUI Osamu) (00512691)	富山大学・学術研究部社会科学系・教授 (13201)	